

条例（中間案）に対するご意見と本市の考え方

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
全体について の意見（7件）		
1	客引きには、「料金交渉が出来る」「これまで知らなかつた良い店を発見出来る」といったメリットもあり、全ての客引きを禁止する必要はない。経済的な損失が大きくなるため、各店1、2人程度の客引きは許容すべきではないか。	本市中心部では、多数の客引き行為等により、通行の妨げや不快な声掛け等の問題が生じております。安心して公共の場所を通行できない現状にあります。この条例は、そのような状況をなくすため、客引き行為等について、区域を限定して禁止するものです。
2	客引きをしている店には、良い店とダメな店がある。客引きで成り立っている店は潰れ、過疎化して国分町が国分町らしくなくなる。客引き行為等については、何らかの形で禁止するのではなく、限定でという形をとるべきと考える。	
3	地元の人間に客引きの許可を与え、良識ある客引きや清掃をさせる。杜の都らしい活気ある街になると思う。	
4	客引きをしている飲食店に対し、営業の自由を制限してまで規制しなければならない理由と「市民等が安心して公共の場所を通行できる」という条例の目的を理解してもらう努力をすべきである。 こうした活動を通して、飲食店を含めた市民協働で客引き問題を解決していく方向性を示してもらいたい。	条例制定後、制定の背景及び目的等を十分にご理解いただけるよう、説明会等の実施により内容の周知・啓発に努めてまいります。
5	憲法の「営業の自由」を不当に制限することにならないよう、規制内容は目的の実現のために必要とされる最小限のものにしてもらいたい。	この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすこと目的としています。 客引き行為等については、区域を限定して禁止するとともに、段階を踏んで罰則の対象としていることから、この条例の目的を達成するため必要最小限の規制であると考えています。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
6	国分町のにぎわいを壊さぬよう、「安心安全で快適な街づくり」という目的に向けて、悪質な客引きの取締りを中心とした必要最低限の規制にしてほしい。	<p>客引き行為等を繰り返し行う悪質な者に対しては、過料を科された後の違反行為時には直ちに命令を行う等の対応を行うとともに、店舗等への立入調査や公表の規定を活用しながら取締りを行ってまいります。</p> <p>また、客引き行為等については、区域を限定して禁止するとともに、段階を踏んで罰則の対象としていることから、この条例の目的を達成するため必要最小限の規制であると考えています。</p>
7	<p>この条例に厳罰規定を設け、仙台市中心部全域に適用することにより、北陸新幹線や北海道新幹線の開通により激減した観光客の誘致や、未成年者や社会的弱者の保護、暴力団の根絶に繋がると思慮する。</p> <p>厳罰化と範囲拡大の二点に重きを置き、議会で検討願いたい。</p>	<p>この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすこと目的としており、禁止される行為と罰則の均衡を考慮しますと、刑事罰は過重であると考え、行政上の秩序罰である過料としたものです。</p> <p>また、規制区域の指定は、客引き行為等を行う者の人数、当該区域内の地域団体等からの指定の要望、当該区域内における地域団体による自主的な取組等を考慮し、仙台市安全安心街づくり推進会議のご意見をお聴きした上で総合的に判断いたします。</p>
1 目的 に関する意見（1件）		
8	県外からの客引き専門業者を最優先で取り締ってほしい。従って、条例の目的に「公共の場所から反社会的勢力の影響力を排除する」という一文を入れるべきである。	<p>客引き行為等を繰り返し行う客引き専門業者等に対しては、過料を科された後の違反行為時には直ちに命令を行う等の対応を行うとともに、店舗等への立入調査や公表の規定を活用しながら取締りを行ってまいります。</p> <p>なお、暴力団対策としては、本市の暴力団排除条例等に基づき、引き続き関係機関と連携して取組を進めてまいります。</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
4	客引き行為等規制区域の指定 に関する意見（6件）	
9	国分町二丁目からアーケード街以外を規制区域に指定するのであれば、現に客引きがおり、住民が安心して歩けることに支障が生じている、立町の晩翠通に近いエリアを他の地域より優先して指定してほしい。	規制区域の指定は、客引き行為等を行う者の人数、当該区域内の地域団体等からの指定の要望、当該区域内における地域団体による自主的な取組等を考慮し、仙台市安全安心街づくり推進会議のご意見をお聴きした上で総合的に判断いたします。
10	東一番丁通、中央通の徹底した客引き行為の排除を望む。	公共交通機関の乗物内については、各交通事業者が対処すべき問題であると考えています。
11	客引き行為等を行う者はホテルが存在するすべての地域に現れるため、規制区域は、国分町・立町・一番町・大町・中央・本町・名掛丁・五橋・春日町・榴ヶ岡・榴岡にすべきである。	
12	長年の懸念である条例制定への動きは、大変喜ばしく思う。規制区域の指定に際しては、「一番町四丁目6、7」も含めるようお願いしたい。	
13	禁止区域の要件について、「①客引き行為等を行う者が多数存在する」を「①客引き行為等を行う者が多数存在する場合や今後客引き行為が増えるであろう区域」として予防線を張るべきである。	
14	禁止区域に公共交通機関の乗物内と駅を加えるべきである。	
5	禁止行為 に関する意見（14件）	
15	公共の場所で行われる行為、相手方を特定して行われる行為、客となるよう誘う行為の全てが満たされなくとも、誘う行為の度が過ぎる場合には客引き行為として規制して良いと考える。 仙台の繁華街は全国的にも有名なので、他県から来ている方々にも悪印象を与えかねず、是非とも規制条例にて環境改善に努めていただきたい。啓発活動にも積極的に協力する。	この条例により、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくし、魅力と活力のある街の実現に努めてまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
16	車が通行している中で路上で客引き行為をしている者が多いため、歩道以外での客引き行為等も禁止行為に含めるべきである。	客引き行為等が禁止される公共の場所には、歩道だけではなく、車道も含まれます。
17	客引き行為等を行う者はビルの共用部を待機場所にしているケースが多いため、待機の段階で抑制することができれば良いと考える。	公共の場所は、公共の用に供する場所をいい、道路や公園の他、広場、公開空地等が含まれます。 ビルの共用部は公共の場所にあたりませんが、共用部であっても、多数の客引き行為等が見受けられる場合は、ビルや敷地の所有者等に働きかけることも検討してまいります。
18	飲食店を開業した時、又、新しいメニューの時、お客様にチラシを配る、あるいは声を掛ける行為は営業上必要な活動である。 店の外でお客様に「あいさつ」「声掛け」の全てを「悪い」としないでほしい。	この条例では、①不特定多数の者に対して呼びかける行為、②ティッシュ、チラシ等を配布する行為、③看板等を掲げて宣伝する行為は、客引き行為等には該当せず、規制の対象としていません。 なお、道路交通法に基づく、道路使用許可が必要な場合もあります。
19	開店時にお客様にチラシを配ることは、街の活性化につながるため、過度の案内で無ければ必要と考える。	
20	客引き行為等に該当しないとされる行為のうち、特に看板等を掲げて宣伝する行為については、勧誘待ち行為にあたると考える。全面禁止にすべきである。	客引き行為等として規制の対象となる勧誘待ち行為は、勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう誘う行為）を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為です。 従って、単に看板等を掲げて宣伝する行為については、勧誘待ち行為にはあたりません。ただし、道路交通法に基づく、道路使用許可が必要な行為となります。
21	客引き行為等を行う者が悪いのではなく、路上での喫煙や飲食により街がよごれることや若者だらけの町になってしまいうことが問題である。 客引き行為等を行う者の路上でのたむろ等を禁止し、年配者も来ることができる街にする事が望ましい。	この条例では、「客引き行為」を行う目的で相手方を待つ行為である「客待ち行為」も禁止されます。 地域や警察と連携を図りながら、年代を問わず、安心して市内中心部を訪れていただける環境づくりに取り組んでまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
2 2	禁止行為をする者は、性別を問わず規制すべきである。	客引き行為等を行う者は、性別を問わず規制の対象となります。
2 3	いわゆるフリーの客引きに対する部分が欠落している。店に所属する客引きが減少した分、フリーの客引きが横行することが想定されるため、条例への明文化が必要と考える。	店舗に属さずに客引き行為等を行う者（いわゆる「客引き専門業者」や「フリーの客引き」と呼ばれる者）のように、客引き行為等を繰り返し行う者に対しては、過料を科された後の違反行為時には直ちに命令を行う等の対応を行うとともに、店舗等への立入調査や公表の規定を活用しながら取締りを行ってまいります。
2 4	風俗営業の客引き行為や勧誘行為も同様に規制してほしい。	風俗営業を含め、全ての業種の客引き行為及び勧誘行為を規制の対象とすることと考えています。
2 5	風俗営業店等の無料案内所の自店舗前や建物敷地周辺に限って路上での客引き行為等を認めるといった例外規定は設けないでほしい。	規制対象は、路上等の公共の場所における客引き行為等（客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為）に関するものとしています。 従って、無料案内所に限らず、自店舗前や建物敷地周辺であっても、路上での客引き行為等は規制の対象となります。
2 6	しつこい客引き行為等の取締りを規制強化してほしい。	身体や衣服をとらえ、つきまとう等の執ような客引き行為等については、すでに宮城県迷惑行為防止条例により禁止されています。 執ような客引き行為等については、警察と連携しながら、取締りを行ってまいります。
2 7	客引き行為等を側面から規制するため、タバコ・ガム・ゴミ等のポイ捨ても禁止すべきである。	この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすことを目的としており、規制区域内で、客引き行為等そのものを禁止することが適切と考えています。
2 8	客引き行為等を行う者による、タバコ・ガムのポイ捨て、空き缶の放置の対応も検討してほしい。	ごみのポイ捨てについては、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、様々な取組を行ってまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
6 励告等の実施 に関する意見（8件）		
29	勧告、命令する場合は、市職員だけでは危険なため、警察に協力を求め、一緒に同行し、対応すべきである。	勧告等の実施にあたっては、必要に応じて警察と連携を図りながら対応してまいります。
30	客引きの取締りにおける宮城県警察の存在は大きいため、警察が前面に出られる条例及び運用をお願いしたい。	本市中心部では、多数の客引き行為等により、通行の妨げや不快な声掛け等の問題が生じており、この条例はそのような状況をなくすことを目的としています。
31	<p>条例案では仙台市が主体となっての取締りを行う事になるが、警察も取締りを行うようにはできないか。</p> <p>今回については無理だとしても、現在の県の迷惑行為防止条例と今回の条例を併せるようにはできないか。</p> <p>そうすれば、警察が直接取締りに動くことが出来るのでお願いしたい。</p>	<p>条例で禁止する行為の中には、風俗営業の客引き行為等のように、他法令で刑事罰の対象となる行為もあるため、必要に応じて警察と連携を図りながら取締りを行ってまいります。</p>
32	禁止行為を発見した市民は誰でも勧告を行い、警察に相談することができることを規定すべきである。	この条例の勧告等は、行政指導・処分に当たるため、市の職員が実施します。
33	警察官の視認での逮捕権及び市民の視認による逮捕権を与えるべきである。	市民が禁止行為を発見した場合は、市や警察に通報していただくようお願いします。
34	現行犯以外にも監視カメラによる取締りを許可すべきである。	防犯カメラは、主として、犯罪発生の未然防止等を目的に設置されています。条例に基づく勧告等を行うにあたっては、実際に行われた行為の現認、声を掛けられた方への聴き取り等が必要と考えています。
35	一度取り締まった客引き専門業者が当該地区に再び立ち入れないようにしてほしい。	客引き行為等を繰り返し行う客引き専門業者等に対しては、過料を科された後の違反行為時には直ちに命令を行う等の対応を行うとともに、店舗等への立入調査や公表の規定を活用しながら取締りを行ってまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
3 6	禁止行為をした者だけではなく、その者の雇い主である事業者も命令や過料の対象とすべきである。	項目「5 禁止行為」に記載のとおり、客引き行為等を行わせる行為も禁止されることから、事業者が従業者等に客引き行為等を行わせた場合も、命令や過料の対象となります。
7 罰則 に関する意見（8件）		
3 7	罰則を伴う以上、定義規定があいまいであると憲法違反（憲法第31条）の問題が生じると考える。この点は、十分整理されているか。	<p>憲法第31条は、刑罰を科す場合の適正な手続を保障するものですが、行政罰である過料についても同様と考えています。</p> <p>この条例の禁止行為の定義は、他法令を参考にするとともに、関係機関と協議のうえ、定めたものであり、明確化されていると考えています。</p>
3 8	客を紹介された店舗にも罰則を科すこととで、客引きのニーズはなくなると考える。	この条例では、客引き行為等を行わせることや客引き行為によって誘われた客を店舗等に客として受け入れることも禁止行為とし、罰則の対象としています。
3 9	罰則を厳しくできないか。そうでなければ、客引きはいなくならない。	この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすことを目的としており、禁止される行為と罰則の均衡を考慮しますと、刑事罰は過重であると考え、行政上の秩序罰である過料としたものです。
4 0	5万円以下の過料から30万円以下に引き上げ、善良な市民を守るために悪徳業者の根絶を図るべきである。	また、過料については、地方自治法上、普通地方公共団体が条例で定めることのできる金額は5万円以下とされており、この条例では上限としたものです。
4 1	<p>過料は5万円以下とあるが、裁判官の裁量の範囲も今後考慮し50万円以下とした方が効果は大きいと考える。</p> <p>また、懲役刑の記載がないと効果は半減すると思える。</p>	<p>この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすことを目的としており、禁止される行為と罰則の均衡を考慮しますと、罰則として、店舗等の営業停止を命じることは過重であると考えています。</p>
4 2	客引きを利用した店、勧誘行為をしている事務所、勧誘行為を利用した店について、営業停止の措置を行うべきである。	
4 3	より確実な抑止力となるため、客引き行為を依頼した店舗の3日から7日の営業停止処分を規定すべきである。	

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
4 4	<p>風俗営業店等の無料案内所の従業員が路上で通行人に声掛けをしている。</p> <p>路上に出て声掛けを行えば、当該案内所に対して営業停止等の罰則を適用できるようにしてほしい。</p>	<p>無料案内所の従業者が客引き行為等を行った場合は、この条例の規制の対象となります。</p> <p>しかし、この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声掛けをなくすことを目的としており、禁止される行為と罰則の均衡を考慮しますと、罰則として、店舗等の営業停止を命じることは過重であると考えています。</p>
9 関係機関等との協力 に関する意見（2件）		
4 5	<p>「関係警察署長及びその他関係機関の長と、相互に情報の提供その他必要な協力をを行うものとします。」については、「相互に情報の提供その他必要な協力を求めることができます。」とすべきである。</p>	<p>条例の実効性を高めるためには、警察等との連携が不可欠であり、条例案ではその趣旨が伝わるよう文言を工夫してまいります。</p>
4 6	<p>警視庁や神奈川県警などの客引き行為の撲滅は、私服警察官による検挙の徹底によって実現していると考える。宮城県警察は私服警官の配備を行っていないと思慮するため、警察官と客引き行為等を行う者が談笑を交わす場面に出くわすことがある。</p> <p>こうした警察の姿勢に対しても、市の監督が必要であると考える。</p>	<p>宮城県警察としても、違法な客引き行為等の撲滅に向け、取締りを行っていると承知しています。</p> <p>本条例施行後、宮城県警察とは適宜情報共有を図りながら、客引き行為等の取締りを行ってまいります。</p>
10 運用 に関する意見（11件）		
4 7	<p>一番町四丁目商店街の広瀬通側入り口での客引き行為等の現状は、東京オリンピックやインバウンド等で仙台を訪れる方に対する仙台のイメージダウンに繋がる可能性が高いと考える。</p> <p>そのため、市、市議会議員、県警等のオール仙台で協力して必要予算を確保し、当該地区のためだけでなく、仙台市全体のために尽力いただきたい。</p>	<p>人の往来が多い本市中心部において、多数の客引き行為等を行う者が見受けられる現状は、本市にとってマイナスイメージに繋がりかねないと考えています。</p> <p>条例を実効性のあるものとするため、本市としましても十分な体制を整えられるよう努めてまいるとともに、地域や警察と連携を図りながら取り組んでまいります。</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
4 8	条例を定めることは賛成だが、大切なのは運用であると考える。十分な予算を確保し、実効性のある対応を願いたい。	条例を実効性のあるものとするため、本市としましても十分な体制を整えられるよう努めてまいりますとともに、地域や警察と連携を図りながら取り組んでまいります。
4 9	条例制定時に必要な体制を確保しなかった場合、反社会的勢力の影響を受けた客引き専門業者が増える等、客引き行為を行う者の質を悪化させる可能性がある。 巡回を行う市職員は、十分な資質を持った人物とし、条例制定当初から適切な巡回を行えるよう、必要な人件費を支出する覚悟を持ったうえで条例を制定願いたい。	
5 0	実効性のある運用を切に期待する。協力できることは、積極的に協力する。	
5 1	必要十分な予算を確保しなければ、条例そのものが反社会的勢力に協力する悪法となる。	条例を実効性のあるものとするため、本市としましても十分な体制を整えられるよう努めてまいります。 なお、暴力団対策としては、本市の暴力団排除条例等に基づき、引き続き関係機関と連携して取組を進めてまいります。
5 2	法令違反を承知の上で、抜け道を探す業者が残ることで状況が悪質化していく、法令を守ろうと思う業者・テナントが損をする状況にならないよう、条例制定後の運用は、条例改正も含め、継続的に取り組んでもらいたい。	条例の実効性を高めるためには、条例違反と知りながら行為を繰り返すなどの悪質な者への対策が重要であると考えています。 条例制定後に、対策の効果を検証しながら、地域や警察と連携し、取り組んでまいります。
5 3	国分町のにぎわいを壊さぬよう、「安心安全で快適な街づくり」という目的に向け、客引き専門業者を中心とした規制としてほしい。	

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
5 4	運用について、毎週何曜日何時に何処を巡回するかを決めると客引きは対応してくる。常駐して客引きが多い場所をパトロールするか、巡回の内容をランダムに変えるなどしてほしい。	条例制定後の運用については、効果的なものとなるよう、いただいたご意見を参考にしながら、今後、検討してまいります。
5 5	取締りのために巡回する人員の地区ごとの配置は、客引き実態調査での客引き数に基づいて検討してもらいたい。 また、巡回は24時までとし、特に客引きの多いアーケード以外の国分町は、どの時間帯も巡回要員が必ず居るようにしてもらいたい。	
5 6	取締りの人員は、地区ごとの客引きの人数に比例して配置してほしい。	
5 7	客引き行為等をやめさせるための巡回ではなく、まずは、全ての客引き行為等を行う者に丁寧に聞き取りを行い、情報収集を行ってほしい。 その後の罰則については、店舗の客引き行為等を行う者と客引き専門業者とを区別し、①反社会的勢力、②客引き専門業者、③料金トラブルを起こす客引き、④街を汚し、通行の妨げになる等のマナーを守らない客引きといった悪質な者から罰則を科すようにしてほしい。	
その他 の意見（10件）		
5 8	客引き行為を行った人物が大学や専門学校の学生である場合は、速やかに当該教育機関に連絡する旨を規定すべきである。 客引き行為を行う者の一定の割合が大学生・専門学校生であり、市と教育機関が強固に連携することで、客引き行為に抑止力をかけることができる。	大学や専門学校等の教育機関と連携した効果的な啓発が重要と考えています。 違反行為を行った場合の対処方法については、今後、検討してまいります。
5 9	学校との連携を強化すべきである。	

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
6 0	相談ダイヤル及び相談窓口を設置すべきである。	条例制定後の条例に関する相談体制については、今後、検討してまいります。
6 1	ボッタクリや酔っ払いに対する詐欺を行う悪質な客引きと風俗営業店の無料案内所をなくす事に力を注ぐべきである。	不当な料金の取立てや詐欺行為は他法令によって取締りが行われるべきものと考えています。
6 2	客引きの紹介によるボッタクリ・プチボッタクリ等の料金問題も取締ってほしい。	風俗営業店の無料案内所についてのご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6 3	風俗営業店の無料案内所は、外に出て声掛けを行うため、禁止・制限・許可等が必要である。	
6 4	風俗営業に関する案内所や宣伝カー、その他スピーカーについて対処願いたい。	この条例では、規制対象を客引き行為等（客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為）としています。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6 5	客引き行為を行っている者は納税をしていないので、対応するべきだ。	この条例とは直接の関係がございませんが、納税義務を果たしていない者に対しては、税の徴収をしっかりと行ってまいります。
6 6	路上での禁煙も重要であり、オリンピックに向けて必要と考える。	この条例とは直接の関係がございませんので、ご意見として承ります。
6 7	路上でタバコを吸った場合に罰金を科す条例を作つてほしい。	